

(別紙)

環水大総発第 111222001 号

平成 23 年 12 月 22 日

環水大総発第 1604061 号

平成 28 年 4 月 6 日

環循事発第 1903122 号

平成 31 年 3 月 12 日

環循事発第 20040121 号

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、都道府県及び市区町村が、東日本大震災による原子力災害に伴う放射線が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を減少させるために「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）に基づいて実施する放射線量低減対策を補助することを目的とする。

(交付の対象等)

第 3 条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事及び市区町村長（以下「都道府県知事等」という。）が行う、放射線量低減対策特別緊急事業（以下「補助事業」という。）を実施するための経費のうち、必要性や合理性の観点から補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 他の法令及び予算に基づく補助金等（法第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

3 補助対象経費の区分は別表第1のとおりとする。また事業の実施に関する必要な細目は、環境再生・資源循環局長が別に定める取扱要領によるものとする。

(申請手続)

第4条 都道府県知事等はこの補助金の交付の申請を受けようとするときは様式第1による申請書を大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書により都道府県知事等に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第6条 大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

2 大臣はこの補助事業の完了によって都道府県知事等に収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない限り、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(申請の取下げ)

第7条 都道府県知事等は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 都道府県知事等は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は一般的競争に付さなければならない。ただし補助事業の運営上、一般的競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第9条 都道府県知事等は次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第2による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし各配分額のいずれか低い額を超えない流用増減を除く。
 - 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし大臣が別に定める軽微な変更を除く。
- 2 大臣は前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 都道府県知事等は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは様式第3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 都道府県知事等は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 都道府県知事等は補助事業の遂行及び収支の状況について大臣の要求があつたときは、速やかに様式第5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 大臣は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付を行うことができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、都道府県知事等は、様式第6を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 都道府県知事等は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、様式第 7 の報告書を、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに大臣に提出するものとする。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 大臣は、前 2 項の規定により都道府県知事等が提出した書類に不足等がある場合には、報告書に関する書類等の提出を、都道府県知事等に対して求めることができる。
- 4 都道府県知事等は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第 15 条 大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知する。

- 2 大臣は、都道府県知事等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 都道府県知事等は、前項の返還を命ぜられ、これを大臣による納付指示のなされた日から 20 日以内に納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 都道府県知事等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 大臣は、第 10 条の補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次の各号

に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 一 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 都道府県知事等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 都道府県知事等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消し又は変更をした場合において、すでに当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第15条第3項の規定は、第2項の返還の規定について準用する。

(財産の管理等)

- 第18条 都道府県知事等は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第19条 都道府県知事等は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。処分制限期間内において、当該財産処分を行おうとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境省令第080515002号大臣官房会計課長通知）

以下「財産処分承認基準」という。)に基づき行うものとする。なお、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金の納付期限については、大臣による納付指示のなされた日から20日以内とし、その期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

第20条 都道府県知事等は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助資金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 都道府県知事等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	対象経費	基準額
除染実施計画策定に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 諸謝金（専門家の招へい等） (2) 旅費（鉄道、バス等の運賃、日当等） (3) 備品費（空間線量計 等） (4) 消耗品費（作業着、ゴーグル、長靴、ヘルメット、脚立、手袋、マスク、事務用品、除染事業作業員標（ワッペン、腕章等） 等） (5) 印刷製本費（製本代、コピ一代、写真代 等） (6) 通信運搬費（郵便料、電話料 等） (7) 借料及び損料（会場、機器類（線量計を含む）等の使用賃借、光熱水費、ガソリン代 等） (8) 会議費（会議の際の弁当 等） (9) 報酬、共済費、給料、職員諸手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る。） (10) 雜役務費（保険料、手数料 等） (11) 委託費（調査、測量の実施 等） (12) 資材購入費（資材購入費 等） (13) その他、計画策定に必要となる経費 	環境大臣が定める額
除染事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 除染作業費 (2) 現場保管費 (3) 汚染土壤等運搬費 (4) 処分費 (5) 仮置場設置費 (6) 除染作業等関連諸経費 (7) 事務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、報酬、共済費、給料、職員諸手当等、雑役務費、委託費、資材購入費（ただし、報酬、共済費、給料、職員諸手当等について、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）） (8) その他、除染事業に必要となる経費 	環境大臣が定める額

除染に伴う子どもたちの生活環境再生事業	(1) 原形復旧措置等作業費 (2) 廃棄物等運搬費 (3) 処分費 (4) 原形復旧措置等作業等関連諸経費 (5) 事務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、報酬、共済費、給料、職員諸手当等、雑役務費、委託費、資材購入費（ただし、報酬、共済費、給料、職員諸手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）） (6) その他、除染に伴う子どもの生活環境再生事業に必要となる経費	環境大臣が定める額
専門家派遣事業	(1) 諸謝金（専門家の招へい等） (2) 旅費（鉄道、バス等の運賃、日当等） (3) 備品費（空間線量計 等） (4) 消耗品費（作業着、ゴーグル、長靴、ヘルメット、脚立、手袋、マスク、事務用品、除染事業作業員標（ワッペン、腕章等） 等） (5) 印刷製本費（製本代、コピ一代、写真代 等） (6) 通信運搬費（郵便料、電話料 等） (7) 借料及び損料（会場、機器類（線量計を含む）等の使用賃借、光熱水費、ガソリン代 等） (8) 会議費（会議の際の弁当 等） (9) 報酬、共済費、給料、職員諸手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る。） (10) 雜役務費（保険料、手数料 等） (11) 委託費（調査、測量の実施 等） (12) 資材購入費（資材購入費 等） (13) その他、専門家派遣事業に必要となる経費	環境大臣が定める額

事後モニタリング事業	(1) 諸謝金（専門家の招へい等） (2) 旅費（鉄道、バス等の運賃、日当等） (3) 備品費（空間線量計 等） (4) 消耗品費（作業着、ゴーグル、長靴、ヘルメット、脚立、手袋、マスク、事務用品、除染事業作業員標（ワッペン、腕章等） 等） (5) 印刷製本費（製本代、コピ一代、写真代 等） (6) 通信運搬費（郵便料、電話料 等） (7) 借料及び損料（会場、機器類（線量計を含む）等の使用貸借、光熱水費、ガソリン代 等） (8) 会議費（会議の際の弁当 等） (9) 酬、共済費、給料、職員諸手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る。） (10) 雑役務費（空間線量計等の校正費、保険料、手数料等） (11) 委託費（調査、測量の実施 等） (12) 資材購入費（資材購入費 等） (13) その他、事後モニタリング事業に必要となる経費	環境大臣が定める額
仮置場等の原状回復	(1) 原形復旧措置等作業費 (2) 廃棄物等運搬費 (3) 処分費 (4) 原形復旧措置等作業等関連諸経費 (5) 事務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、報酬、共済費、給料、職員諸手当等、雑役務費、委託費、資材購入費（ただし、報酬、共済費、給料、職員諸手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）） (6) その他、仮置場等の原状回復に必要となる経費	環境大臣が定める額

※ 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とならない。

（1）職員の人件費